

伊勢市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 伊勢市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を定め、教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項をホームページに掲載して公表するものとする。

（緊急の場合における会議の開催）

第3条 法第1条の4第1項第2号に規定する事項に関し会議を開催する場合は、市長は、教育長の出席のみをもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、事後、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（議事進行）

第4条 会議の議事進行は、市長が行う。

（公益上の事由により会議を非公開とする場合）

第5条 法第1条の4第6項ただし書の公益上必要があると認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）第9条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し、協議し、又は調整するとき。
- (2) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

（議事録）

第6条 法第1条の4第7項の規定による議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付議した事項及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

3 第2条第2項の規定は、議事録の公表についてこれを準用する。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。